

令和2年3月16日

保護者 様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

**新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間延長に伴う
学校施設開放について**

この度、佐賀県内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受けまして、鳥栖市立各小中学校の臨時休業を延長することといたしました。今回の臨時休業におきましても、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、子どもたちを自宅で休ませること、集団を作らないことを趣旨として実施いたします。

しかしながら、前回同様、急な臨時休校となりますことから、下記に示すお子様を対象に、3月16日から3月24日までの平日、引き続き学校の教室を自主学習の場として8：00から16：00までの間、開放することといたしました。

対象となるお子様をお持ちのご家庭で利用をご希望される方は、別紙申請書に必要事項をご記入の上、裏面にあります要領にて各学校にご提出ください。

なお、3月25日から4月5日までは、春季休業となりますので、放課後児童クラブに登録されているお子様のみ、放課後児童クラブにて対応することとなります。

臨時休業の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

次に示す3つの条件を全て満たす家庭のお子様を対象といたします。ご確認いただきますようお願いいたします。

- ① 鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒
- ② 臨時休業期間中において、8：00から16：00までの時間帯が留守となる家庭
- ③ 家庭において、お子様だけの留守番が困難な家庭

臨時休校期間の学校施設利用申請書の提出についてとお願い

【学校施設利用申請書の提出について】

対象となるご家庭は、下にある【お願い】をご確認のうえ申請書を御提出ください。

1. 申請書提出先 各学校
2. 申請書提出期限 3月16日（月）、3月17日（火）
3. そ の 他 提出期限内に提出が困難な場合につきましては、
その旨学校にご連絡ください。

【お願い】

- 利用者が登校する際は、通常の登校時同様、制服着用をお願いします。
- 感染拡大防止を第一と考えておりますことから、できる限りマスク着用をお願いします。
- 学校は、8：00に開校いたします。
- 弁当を持参させてください。弁当を持参できない場合は、12：00までの利用となります。
- 登校させる際は、必ず体温測定及び健康観察をお願いします。もし、風邪の症状や発熱が見られる場合は登校させず医療機関への受診を最優先してください。
- 帰宅後は、必ず手洗いを行わせ感染防止に努めるようお願いします。また、手洗い後は、必要以上に手を口元に近づけないようご指導ください。